

平成30年度 保稅事務研修資料

非違事例について

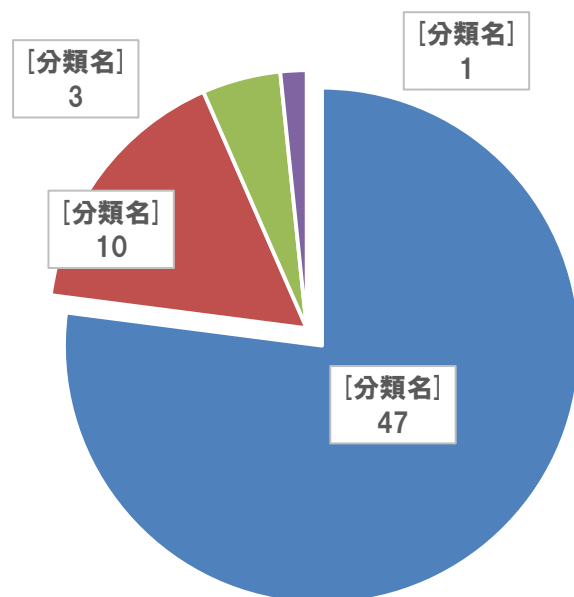


大阪税関監視部保稅部門

最近の非違件数と態様

平成29年7月～平成30年6月までの保税非違件数と内訳

	合計件数	非違の態様			
		記帳義務違反	無許可行為	未承認行為	無届行為
全国 (うち大阪)	61 (1)	47 (1)	1 (0)	3 (0)	10 (0)
搬入停止処分 (うち大阪)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)



記帳義務違反の内訳（件数と主な行為）		
台帳未作成	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ NACCS管理資料取得漏れ ・ マニュアル保税台帳の作成失念
記帳漏れ	28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出入貨物の誤搬出 ・ 見本持出、貨物取扱いのNACCS登録失念
誤記帳	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出許可済貨物積み残し ・ 搬出日、搬出個数等のNACCS誤登録

非違発見の端緒

倉主からの自主申出

- 担当者や責任者が後日気付いた。
- 内部監査人からの指摘を受けて判明。
- 荷主や通関業者等、外部からの連絡により判明。

税関が発見

- 保税業務検査の受検時に発見。
- 保税地域への巡回、立会中に発見。



非違の原因



- ① 「思い込み」「うっかり」等の単純ミス。
- ② 社内貨物管理規定や作業手順が順守されていない。・・・基本動作の欠落
- ③ チェック体制の不備。
・・・複数人でのチェックができていない。2次チェック等での見落とし。
- ④ 法令、通達等の知識不足。
・・・社内研修等の未実施（業務委託先従業員への研修も含む）

原因の傾向として、

- ・ 2つ以上の原因が重なって発生していることが多い
- ・ 記帳義務違反の原因は特に②と③が顕著である
- ・ ②、③、④については、内部監査が実施されていなかった、また内部監査の結果、適切な指摘、改善がされていなかったことも原因の一端。

非違事例

- ① 記帳義務違反
 - 1. N A C C S 管理資料の取得漏れ
 - 2. 誤搬出・その1
 - 3. 誤記帳・内貨の無許可輸出
 - 4. 記帳漏れ
- ② 無許可・未承認行為
 - 1. 保税地域外蔵置
 - 2. 蔵置期間超過
 - 3. 移入承認を受けずに保税作業
- ③ 無届行為
 - 1. 保税地域内の工事届の失念
 - 2. 坪貸し

※紹介事例については、非違が発生した原因や当事者の考え、行動にポイントを置いて考えてみましょう。

も く じ

最近の非違件数と態様	1
非違発見の端緒	2
非違の原因	3
非違事例	4
非違を起こさないために	14

非違事例 ①－１

記帳義務違反（NACCS管理資料の取得漏れ）

A社保税蔵置場では、NACCS管理資料を保税台帳としており、「配信日には管理資料を取り出し責任者の確認を受けること。」と貨物管理規定（CP）の業務手順に定めているが、同蔵置場の記帳担当者は、配信される管理資料をまとめて再出力業務で取得していた。また、責任者も記帳担当者任せにし、都度確認をしていなかった。

ある日、記帳担当者はしばらく管理資料の取得を行っていなかったことに気づき、再出力業務を行ったが、保存期間（62日間）を経過してしまった管理資料の取得ができず、結果、記帳義務違反（保税台帳未作成）となった。

★ 問題点はどこにあるか意見を出し合いましょう

★ 非違を未然に防ぐため、どのようなことを心がけるか等を考えてみましょう

非違事例 ①－２

記帳義務違反（誤搬出）

混載貨物を取り扱っているB社保税蔵置場内に蔵置中のS社輸入貨物が輸入許可され、搬出することになったが、トラックの出発時間が迫っており、担当者が書類と貨物を対査する際、急いでいたので貨物管理番号の下4ケタしか見ていなかったことと、番号を見誤った（当該下4ケタがS社・・・1269、T社・・・1296）ため、間違えて輸入許可未済のT社貨物をピックアップしてしまった。

配送を受けたS社から、「他社の貨物が送られてきた」との連絡があったので倉庫内を確認したところ、誤搬出していたことが判明した。

★ 問題点はどこにあるか意見を出し合いましょう

★ 非違を未然に防ぐため、どのようなことを心がけるか等を考えてみましょう

非違事例 ①－３

記帳義務違反（誤記帳・内貨の無許可輸出）

C社保税蔵置場内に、荷姿が同じY国向け輸出許可済貨物（2PP）とZ国向け輸出予定の内貨（2PP）が並べて蔵置されていた。

Y国向け貨物の出荷指示が出たので搬出作業を行う際、現場作業員は書類と貨物の対査が不十分だったため、Z国向けの貨物を荷捌場へ移動させてしまった。

さらに、検数担当者も貨物の対査を怠ったことから誤ったままコンテナに積み込まれた。

終業時の在庫確認で、搬出されているはずのY国向け貨物が蔵置場に残っていたため調査したところ、誤搬出していたことが判明した。

★ 問題点はどこにあるか意見を出し合いましょう

★ 非違を未然に防ぐため、どのようなことを心がけるか等を考えてみましょう

非違事例 ①－４

記帳義務違反（記帳漏れ）

NACCSに加入し、管理資料を電磁的記録に保存、保税台帳としているD社保税蔵置場では、冷凍・冷蔵貨物を取り扱っており、食品衛生法に基づく検査機関での分析を行うため、恒常的に見本持出が発生している。

見本持出許可を受けた貨物を搬出する際、NACCSの「見本持出確認業務」を登録しなければならないが、人事異動で交代したNACCS担当者は、十分な実地研修や前任者からの引き継ぎを受けていなかったため、登録業務を行う認識が低かった。

さらに、保税台帳としている管理資料も、取り出し保存するだけでCSVデータの内容まで確認していなかったことから未登録（記帳漏れ）に気付かず、税関の保税業務検査において発見された。

★ 問題点はどこにあるか意見を出し合いましょう

★ 非違を未然に防ぐため、どのようなことを心がけるか等を考えてみましょう

非違事例 ②－ 1

無許可行為（保税地域外蔵置）

E社保税蔵置場に蔵置されている翌日申告予定の輸入貨物について、現場担当者は、倉庫内が一杯だったので「明日の搬出入作業を効率よく行いたい」、「多分、すぐに輸入許可されるから大丈夫だろう」との思いから、前日の終業前に、保税地域外と知りつつ別棟内貨倉庫の空きスペースに当該貨物を移動させた。

翌日、当該貨物は輸入申告されたが検査扱いとなり、貨物確認のため蔵置場に訪れた税関職員が保税地域外の蔵置を現認した。

★ 問題点はどこにあるか意見を出し合いましょう

★ 非違を未然に防ぐため、どのようなことを心がけるか等を考えてみましょう

非違事例 ②－２

未承認行為（蔵置期間超過）

空港内で免税売店を運営しているF社保税蔵置場では、個々の商品について受払簿を商品管理棚に設置し、都度、入出荷数と残個数をチェックするとともに、社内システムを併用して在庫管理している。

ある日、他空港の免税売店から送られてきた商品について、税関から蔵入承認（再IS）を受けたが、保税蔵置場に置くことができる期間は最初の蔵入承認日から2年間であるにもかかわらず、担当者は、誤って再ISの承認日を社内システムに登録した。

当該貨物は、本来の蔵入承認期間満了日を経過した後も保税蔵置場に在庫されていたが、棚卸作業の際、改めて蔵入承認書をチェックしたところ誤りに気づき、蔵置期間の延長承認を受けていなかったことが判明した。

★ 問題点はどこにあるか意見を出し合ひましょう

★ 非違を未然に防ぐため、どのようなことを心がけるか等を考えてみましょう

非違事例 ②－3

未承認行為（移入承認を受けずに保税作業）

G社保税工場では、通常、受け入れる外貨原料は港頭地区の保税地域にて移入（IM）承認を受け、併せ運送により工場に到着するが、今回の保税作業は諸事情により延期されたことから、移入承認ではなく“保税運送承認”を受けて工場まで運び、作業予定が決まるまで工場内の原料倉庫で保管することとなった。

上記原料は、工場に搬入後2ヶ月が経過した後保税作業に投入することとなったが、工場の原料管理担当者は移入承認を受けていないことを失念し、つい、いつもどおりの手順で当該原料を保税作業に投入してしまった。

★ 問題点はどこにあるか意見を出し合ひましょう

★ 非違を未然に防ぐため、どのようなことを心がけるか等を考えてみましょう

非違事例 ③－ 1

無届行為（保税地域内の工事届の失念）

H社保税蔵置場ではこの度、倉庫内保税エリアに保管用ラックを新たに設置することになったが、保税担当者は「これくらいなら税関への連絡、届出は不要だろう」と判断していた。

しかし、後日行われた社内の保税内部監査において、貨物管理責任者は内部監査人から「蔵置場内の現状が変わっているのに、税関に届出しなくても良いのか？」と指摘された。

貨物管理責任者も本件について届出は不要との認識であったことから、担当者を交えて基本通達等を精査した結果、自身らの認識誤りに気付き、税関へ申し出た。

★ 問題点はどこにあるか意見を出し合いましょう

★ 非違を未然に防ぐため、どのようなことを心がけるか等を考えてみましょう

非違事例 ③－２

無届行為（坪貸し）

I 社保税蔵置場は、倉庫 1 階と 2 階について許可を受けていたが、今般、2 階の一部を他社と半年間の賃貸借契約を締結し、専用使用させることとなった。

この時、総合責任者は「納付する手数料額は変わらないし一時的なものだから」との誤った認識から貨物収容能力増減届を提出しなかった。

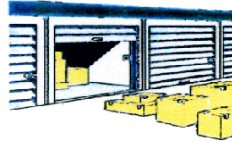
ある日、税関職員が蔵置場を訪れた際、見かけない作業着を着た作業員が 2 階で積み付けを行っていたことから総合責任者に確認したところ、坪貸しの事実が判明した。

★ 問題点はどこにあるか意見を出し合いましょう

★ 非違を未然に防ぐため、どのようなことを心がけるか等を考えてみましょう

非違を起こさないために・・・

①搬出入手続



- ・ 貨物と書類を対査する際、定められた書面で確認していますか？
⇒ 船卸票、許可・承認書etc.. (社内伝票等のみでの搬出入は×)
- ・ 対査する項目は全て確認していますか？
⇒ 貨物の記号、番号、品名、数量、コンテナシール番号等

②蔵置中の貨物管理



- ・ 区分蔵置（さし札）は確実にされていますか？
⇒ 貨物の見えるところにわかりやすく表示
記載事項は網羅されていますか（積載船(機)名、品名、個数、搬入年月日等）
- ・ 長期蔵置貨物は把握できていますか？
⇒ NACCSの照会業務や管理資料、社内システム等を活用して適切な在庫管理
荷主や通関業者へ申告予定等を定期的の確認

非違を起こさないために・・・

③記帳関係



- ・ 記帳（NACCS登録）の際、関係書類をもとに作成、入力していますか？
- ・ 関係書類は適切に保存されていますか？
 - ⇒帳簿・・・記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日まで
（AEO届出蔵置場は1年を経過する日まで）
搬出入関係書類・・・原則6か月間（保税工場は1年間）
- ・ 電磁台帳（NACCS管理資料）を採用している場合
 - ⇒データのバックアップは保存していますか？
入力漏れ、誤りが無いか、必ず確認しましょう

④貨物管理体制、チェック機能



- ・ CPに基づく、各責任者の責務が果たされていますか？
- ・ 貨物の盗難や亡失、不審者の侵入等、貨物保全の措置は講じられていますか？
- ・ 搬出入、記帳等において、チェック体制（ダブルチェック等）を整えていますか？
 - ⇒手順書等に明記し、確実に実施
- ・ 社内での報告、連絡体制、税関への通報体制は整っていますか？

非違を起こさないために・・・

⑤保稅業務処理能力の維持、向上



- ・ 社内研修等への積極的な参加
⇒法令、CPに基づく手続きの再確認
委託先企業の従業員も研修の受講対象です（業務手順や法令等の知識を共有）
- ・ 指導、指摘事項は改善されていますか？
⇒税関からの指導事項、社内内部監査の際に受けた指摘事項については、速やかに改善を行い、関係者全員に周知徹底を図る

基本動作の徹底 が非違を未然に防ぎます。
今一度、法令や基本通達、CP（手順書）を順守しているか確認しましょう。

